

支部ニュース

2019年4月 No.545

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●小池都知事の公約違反と豊洲市場粉じん問題	中川勝之	1
●『結婚の自由をすべての人に』訴訟応援パーティーの一参加者として	久保木太一	2
●憲法東京共同センターの要請にこたえ全都一斉宣伝が始まる		
※3・20街宣行動報告	西銘宏太	4
※早速効果あり！？～駅頭で署名用紙&返信用封筒配布～	清永太郎	4
※東京東部法律事務所では		5
●若手問題PTの活動報告	大住広太	5
●セクシャルハラスメントアンケートについてのご報告と今後の取組み	滝沢 香	6
●新任の御挨拶		
※事務局次長就任の挨拶	白根心平	8
※団東京支部次長自己紹介	久保木太一	9
※事務局長就任の挨拶	中川勝之	10
●4月拡大幹事会のご案内 ～憲法9条改正反対を国民にどう訴えるか～	野澤裕昭	11
※2019年度幹事会の日程		12
●3月幹事会議事録		12

小池都知事の公約違反と豊洲市場粉じん問題

事務局長 中川 勝之

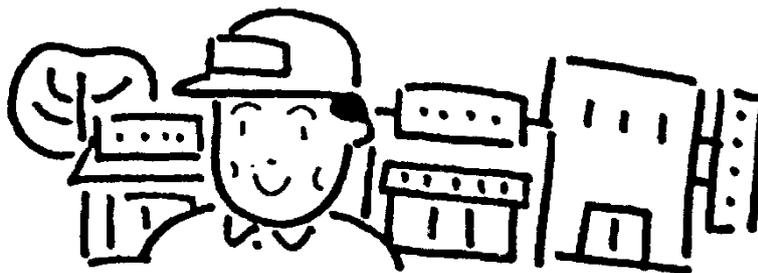
東京都が2018年10月6日に築地市場閉場、同月11日に豊洲市場開場をそれぞれ強行してから約半年経過した。

築地市場跡地について、2019年1月、再開発素案の概要が報じられた。市場機能はない。小池都知事の「築地は守る」との公約違反が明らかになった。「再整備」ではなく、「再開発」と言った時点で本音は「築地は守る」考えはなかったのであろう。そして、2月、築地市場跡地を市場用地から一般行政財産に移すための、平成30年度補正予算案が都議会に提出された。これには共産党や自民党だけでなく、合計50人もの都議会議員が反対し、可決されたものの都議会が大混乱し、3月28日の閉会時まで混乱は続いた。翌3月29日、東京都は素案をほぼ踏まえて築地市場跡地の再開発の方針である「築地まちづくり方針」を決定したが、卸売市場の再整備はしない方針が明記された。2040年代ごろまでに段階的に整備とのことであるが、また大型開発で良いのか疑問である。

では、移転先の豊洲市場はどうなっているのか。地下水・土壌汚染は改善される展望が全くないままであり、それどころか粉じん問題が発生している。豊洲市場の建物内で毒性の高い重金属を含む黒い粉じんが発生していて、健康被害を訴える者が多くなっているという。私も何度も行った築地市場と異なり、豊洲市場は閉鎖的とは聞いている。

その中の粉じんについて、共産党の都議団が、6街区水産仲卸棟内で採取した粉じんの分析を東京農工大学の渡辺泉教授に依頼したところ、分析の結果、自然界に存在する量を1としてどの程度人為的に汚染されているかを示す濃縮係数EF（エンリッチメント・ファクター）値で、毒性の高いアンチモンが1020倍、カドミウムが69・9倍、鉛が29・5倍などに上り、国内の道路粉じんと比較しても、アンチモンが8・1倍、カドミウムが4・8倍などで、分析結果は全体として「異常に高い数値」（渡辺教授）となったとのことである。

地下水・土壌汚染はあるわ、粉じんはあるわで、およそ人間が生鮮食品を扱う場所ではないのではないか。原発や辺野古新基地のように、物理的・技術的に豊洲市場は使えないのではないか。にもかかわらず血税を注ぎ込むのも同じ構造である。団支部としては、豊洲市場の現地調査等を行い、市場問題について具体的に取り組んでいきたいところである。



『結婚の自由をすべての人に』訴訟 応援パーティーの一参加者として

城北法律事務所 久保木 太一

1 はじめに

3月16日、「結婚の自由をすべての人に」訴訟応援パーティーが開催された。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟（以下、「本訴訟」という。）は、2月14日、日本で生活する13組の同性カップルが「同性カップルが結婚（法律婚）できないのは憲法違反だ」として、東京・札幌・大阪・名古屋で一斉に国を提訴したものである。

なお、私は、本訴訟に弁護団として関わっているわけではなく、あくまでも一参加者として足を運んだだけの者である。果たして寄稿者としてふさわしいかどうかは疑問であるが、どうしても皆様に発信したいメッセージがあるため、筆をとる。

2 訴訟の3つのポイント

法律家団体の機関紙らしく、まずは本訴訟のポイントについて紹介したい。なお、弁護団の弁護士の一部とPRのプロフェッショナル等によって設立された団体である「一般社団法人 Marriage For All Japanー結婚の自由をすべての人に」が作成したビラを大幅に参照する。

(1) 同性婚が認められないことの違憲性を日本で問うはじめての訴訟であること

本訴訟は、日本ではじめて、同性カップルの結婚が認められていないことの違憲性を正面から問う訴訟（国家賠償請求訴訟）である。

(2) 求めているのは「同性カップルが結婚できないのは憲法違反」という判決

本訴訟は「同性カップルが結婚できる法律」をいつまでも作らないことの立法不作为に対し、慰謝料を請求するものである。言うまでもないが、求めているのはお金ではなく「同性カップルが結婚できないのは憲法違反」という判決である。

(3) 訴訟で正しい判決を勝ち取るためには世の中の関心を集めることが重要

違憲判決を勝ち取り、国会を動かすためには、社会全体の関心や理解が重要である。

3 パーティーは大盛会

旧来の価値観には囚われないのは訴訟の主題だけではなかった。開放感のあるパーティー会場、半円状に並べられた椅子。参加者は、私の想像よりも若く、表情が明るかった。たびたび暖かい笑い声が会場を包んだ。土曜の昼下がりを過ごすのにふさわしい、とても居心地の良い空間だった。終盤にはプロミュージシャンの登場、クイズコーナーなども用意されており、大変盛り上がった。

著名な弁護士、憲法学者もゲストとして登場し、大変心強いメッセージを寄せた。「憲法24条1項が同性婚を否定しているなどという不毛な議論はすでに克服されている。本訴訟は、同性カップルがどのような困難を抱え、どのような法的効果を必要としているかということを法廷で訴えていく攻めの訴訟である」という趣旨の発言には、私も目が開かされた思いだった。

4 「いないことにしないで欲しい」

各地から原告団の方が参加し、訴訟にかける思いを語った。

私が特に印象的だった言葉は、「いないことにしないで欲しい」である。同性カップルには、法的・社会的にできないことが多い（その原告の方は「呪いの否定形」と表現していた。）。あたかも存在が否定されていると感じる。「これ以上いないことにしないで欲しい」という切実な訴えが私の胸に刺さった。

原告団の方には顔出し・名前出し NG の方が多い。同性婚が認められていないことに苦しめられている方はたくさんいるのに、訴訟の原告となるには高いハードルがある。無理解ゆえの批判の矢面に立たされることになる。ある原告の方が「私はイタコだ」と発言したことが印象的だった。想いはあるものの原告になることはできない多くの人の声を代弁する「イタコ」の使命。原告の方の覚悟、背負っているものの大きさは計り知れない。

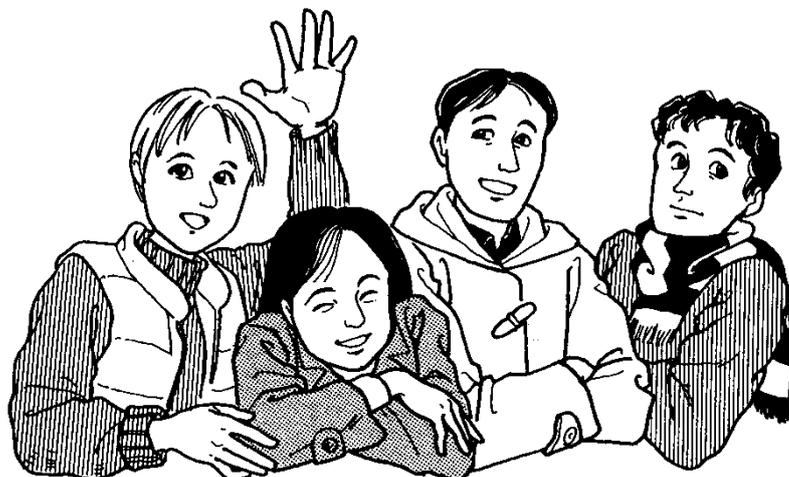
5 私から皆様に伝えたいこと

恥ずかしながら、私は同性婚の問題についてこれまで一切向き合ってこなかった。そんな私が訴訟応援パーティーに参加をし、このテーマで支部ニュースに寄稿すること自体、違和感を感じる方もいるかもしれない。私はこの問題について、無知で無理解であり、どちらかというところ「加害者」の部類に入っていると言えるのかもしれない。

しかし、原告らが勇気を出して提訴を行ったのは、まさしく私のような無知で無理解な人間の考え方を変えるために違いない。

国の法制度との戦い、社会の無理解との戦いがどれだけ労を要するのか想像に難くない。不勉強を盾に目を反らすのではなく、この新たな時代の戦いをぜひとも支援して欲しい。

4月には各訴訟の第1回期日がある。東京訴訟の期日は4月15日10時である。まずはぜひ傍聴に足を運んでいただきたい。



憲法東京共同センターの要請に こたえ全都一斉宣伝が始まる

3・20街宣行動報告

旬報法律事務所 西銘 宏太

3月20日、にわかには春の陽気が訪れた水曜日。有楽町は交通会館の真ん前に陣取り、街宣行動を行いました。私含め、旬報法律事務所からも弁護士・事務局それぞれ参加しました。

休日前で浮足立つ人並みの中、リーフレット「平和の樹を切るな！」を配りながら、自衛隊の在り方を捻じ曲げ国民を危険にさらそうとする9条改憲への反対・阻止を訴えかけました。今回は、花粉の季節に乗じてティッシュにリーフレット同封するという作戦が功を奏し、30分もたたずに用意した分が完売。急きょ追加のリーフレットを取りに戻る事態となりました。その後の受け取り具合はさすがに鈍ったものの、待ち合わせのついでで



でしょうか、立ち止まって宣伝に耳を傾ける人がちらほら。また、おそるおそるリーフレットを受け取って、何やら話し込んでいた中学生くらいの男子たちが印象的でした。彼らにもなにか届くものがあってくれたなら嬉しいのですが。

そして最後は、駅前の喧騒に負けない、野澤幹事長の明朗な演説で締めくくり。強く、呼びかけるような声に、振り返る人がぐっと増えます。簡潔に要点を抑え、分かりやすい言葉を選んだ演説がようやく耳に届くのだなあと、小さいながらも確かな拍手を見て実感しました。片づけが始まるとあっという間に街は日常に戻りましたが、少しは波紋を広げられた1時間となったように思います。

早速効果あり！？～駅頭で署名用紙&返信用封筒配布～

渋谷共同法律事務所 清永 太郎

去る3月19日、渋谷駅頭での当事務所の恒例「月いち朝宣伝」にて、3000万署名用紙と返信用封筒(料金受取人負担)をホチキスで留めたものを、「平和の樹を切るな！」のリーフとともに配布しました。

当事務所の宣伝は、朝の9時過ぎという、職場へ急ぐ人たちが足を止めて署名をしてくれることはなかなか難しい時間帯とあって、署名集めという点だけで言えばこれまでそれほど成果がありませんでした。そこで、前回の事務所ニュース発送の際に余っていた事務所への返信用封筒を活用しようということにな

り、今回の取組になりました。早速、2通合計8筆の返信がありました。

まだ始めたばかりで効果があった、というには早いですが、今後も続けてみたいと思います。

東京東部法律事務所では…

3月19日(木)18時からすみだ九条の会の宣伝行動を錦糸町駅南口で行いました。全体で17名参加、うち事務所からは10名が参加しました。30分ほどでティッシュを7～800個を配ることができましたが、「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」のほうは2筆と予想よりも少ない結果となってしまいました。

引き続き宣伝活動及び署名集約に取り組んでまいりたいと思います。



若手問題 PT の活動報告

事務局次長 大住 広太

近年、団の活動などに積極的に参加できないという若手の声を耳にするようになった。団東京支部でも、本部でも、事務局次長などの役職に就く若手を探することに苦労している状況である。弁護士の人数は大きく増えているが、団活動をはじめとする人権活動に携わりたくてもそれができない若手が一定数いる状況であり、憂慮すべき事態である。若手問題 PT は、このような状況の下、2018年春、団活動に若手が結集できない原因はどこにあるのか、どのような活動を行えば若手が結集できるのか等を検討し打開策を図るため、若手団員を構成員として結成された。

まず若手問題 PT として行ったのは、現状把握のためのアンケートである。アンケートの内容は、経済面を含む現在の仕事の状況、団の活動についての意見等を尋ねる簡単なものである。東京支部で把握している限りの60期以降の東京支部団員(100名以上)にメールで送付し、22件の回答を得た。主な回答の特徴としては、以下の3点があげられる。

①収入面での不安を感じている団員が多いこと、②他の団体での活動に注力しており自身が団での活動を行う意義を感じられない団員がいること、③団の活動の在り方(会議の雰囲気やより深刻な問題等)への強い不満を持っている団員がいること、である。

そこで、若手 PT としては、今後の活動として以下のことを検討している。

まず、団活動の意義を明確にさせることである。団は基本的人権の尊重と国民主権・民主主義、平和主義という憲法の理念を実現するために闘ってきた長い歴史を持つ団体である。団だからこそでき

る活動、意義のある活動があるはずであり、それを現代の情勢に合わせて効果的に実践していく必要がある。そのために必要なのは、SNS等インターネットの活用である。今や最大の情報共有手段となっているインターネットを十分に活用し、情報発信力を高めていきたい（その一環として、団東京支部のHPをリニューアルしたのでご覧いただきたい。）。

その上で、弁護士になる前から団活動の理解を深めることが必要である。そのために、青年法律家協会など、修習生・法科大学院生とつながりのある団体と協力しながら、適宜イベントを行うなどして、団の活動に触れてもらう機会を作りたい。具体的には、修習生が自主的に行っている7月集会と関連させた企画（例えば、今年だとLGBT問題など）を行いたいと考えている。

また、若手団員に対しては、収入面の不安により団活動に二の足を踏んでいる状況があることから、団活動を行うことが通常業務にも繋がり得るようにしたい。具体的には、各種団体との交流会や先輩団員と若手団員との交流企画等を実施したいと考えている。また、団活動に精力的に取り組むと、どうしても事務所にいない時間が増えてしまうので、各事務所においては、意識的に若手に事件を振っていただくなど、ご協力をお願いしたい。

弁護士業界自体が縮小傾向にあり、（現在は復活はしたものの）給費制が廃止されるなど、若手の置かれている状況は厳しい。その中で、団の活動を担う若手を育成することは容易ではないと思われるが、様々な政治課題・人権課題が山積みとなっている現在において、後継者の育成は非常に重要な課題であるので、引き続き改善を進めたいと思う。各団員におかれても、若手団員に団活動の意義を語っていただいたり、企画等に参加を促したり、若手問題PTにご意見を頂戴したり等、ご協力をいただければと思う。

セクシャルハラスメントアンケートについてのご報告と今後の取組み

東京法律事務所 滝沢 香

1 はじめに

昨年12月に実施をしたセクシャルハラスメントについてのアンケートについては、募集期間を延長し、個別メール等の手当をした上で、回収数は36通でした。ご協力いただき、誠にありがとうございました。もっともこの回答数は、支部団員および支部員のいる事務所の事務局員の人数を踏まえると少数であり、あくまでも一部の声にとどまるものと思われます。まだ充分に関心が広がっている状況ではないとも感じます。アンケート結果については、支部内で認識を共有した方がよいと判断し本支部ニュースに同封して配付をいたしますが、記述内容（公表不可の回答は掲載しておりません）については配慮を要するものが含まれ、公表範囲も東京支部内として回答していただいておりますので、団東京支部以外への配付はせず、取り扱いについてはくれぐれも慎重な対応をお願いいたします。東京支部以外に団内で利用する必要がある場合には、取り扱いについて東京支部執行部にお問い合わせ下さい。

2 アンケート結果について

回答者は、比較的年代の集中も少なく、事務局員からも回答が寄せられました。セクハラを受けたことがある旨の回答割合が高いのは、そのような経験がある人から回答が寄せられ、受けた経験が無い人はそもそも回答していないことによると思われます。

アンケート結果で目立ったのは、容姿や外観に関わる発言です。これは発言者の主観的意図は相手を褒める意思であったとしても、相手方や周囲の受け止めやその発言の場面（過去の団総会等での挨拶についても容姿等に関わる発言がセクハラに該当するとして指摘されたものがあります）ではセクハラに該当することになります。現在の男女雇用機会均等法では、男性を対象としたこうした発言もセクハラに該当します。容姿や外観に関わる発言は、人権の観点からは慎重にすべきであり、酒の席だから、酔っ払っての発言だからということで免責されるものではないことも留意願います。

セクハラ問題でアンケートを実施すると、被害についての何らかの対応を求めたかという設問に対して、「何もしなかった」という回答が相当数寄せられ、その理由として、相談しても無駄だからという答えも相当数寄せられます。今回のアンケートでも同様の回答がなされています。泣き寝入りを放置したままでは、セクハラ防止にはつながりません。秘密を守り、気軽に相談できる窓口が整備されること、対応できることの内容を明示することが必要であるとの観点で今後のPTの検討を行っていきたいと思います。

回答の中には、容姿や外観等に関わる発言や環境型のセクハラにとどまらず、身体への接触や性的関係に関わる言動に関するものも含まれ、記述回答の内容は大変深刻な結果であると思わざるを得ません。団員への研修をはじめとする抜本的な意識啓発も喫緊の課題であると感じます。

アンケートは、必ずしも団活動におけるセクハラにとどまらずに回答をお願いしたので、記述回答の内容の中には、各事務所において、男女雇用機会均等法および指針によるセクハラ予防や被害回復についての措置を講ずべき事業主の義務に基づき、適切な体制整備や対応がなされ、相談や被害回復がなされることが期待される事案も含まれていました。各事務所で改めて措置が講じられているかどうかご検討願えればと思います。

3 今後のPTの対応について

総会で私からアンケート結果の概要を説明させていただきました。その後の討議の中では、記述内容への衝撃とともに、このようなアンケートを定期的にも実施することも必要ではないかとの指摘がありました。

PTでは、当面、相談窓口の設置に向けて、相談対象や機能・運用等について討議をしています。遅くともサマーセミナーまでには体制を整備したいと考えていますが、実施に向けては複数名の支部団員に協力をお願いすることになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、アンケートの回答や別途のご意見においてパワーハラスメントについても対応すべきであるのご指摘をいただきました。法律でも一定の整備が予定されていることから無視し得ない課題であると思います。ただ、現時点でのPTの力量もふまえ、PTとしては、当面はセクハラについての対応整備を進めたいと考えております。

PTメンバーは以下の通りです。

滝沢香団員（東京法律事務所）、西田穰団員（東京東部法律事務所）、早田由布子団員（旬報法律事務所）、野澤裕昭団員（旬報法律事務所）、平松真二郎団員（城北法律事務所）、市橋耕太団員（東京合同法律事務所）

新任の御挨拶

事務局次長就任の挨拶

八王子合同法律事務所 白根 心平

八王子合同法律事務所の68期の白根心平です。大学時代は、文学部の東洋史学科という専攻で主に中国史を勉強してきました。

3年間、事務所で幅広い事件を担当してきましたが、日常的な弁護士の仕事を経験し、自分自身の新しい挑戦（経験）と自由法曹団を支える地域事務所の一員としての使命感から、次長職を受けることを決意しました。

1 自らの挑戦（経験）として

(1) 自信をつける

私は、昔から内向的で、人前で何かを話したり自分の意見を言ったりということが苦手でした。弁護士として仕事をしてからは、人前で話をしたり挨拶をするということが日常となりました。

それでも自分が担当している合議事件などで裁判長から苦言を呈されたり、指摘されたことに対して、依頼者のために堂々と自らの意見を言い抜いてこれたのかということ振り返った際、自信を持って答えることが難しい場面がこれまでも多々ありました。

弁護士というのは、自分が同業者（裁判官や検察官を含め）から笑われたとしても、報酬を貰う依頼者の正当な権利を守るために、どれだけ勇気をもって恥をかき、依頼者に代わり批判の対象となり尽くせるかということが、ある意味試されている仕事なのかなと思う場面がこれまで多くありました。

私自身の弁護士活動を振り返り、もう少し積極的に自分の意見を言う自信や度胸の様なものをつけることが自らの今後の課題でもあると感じました。

(2) 経済的活動と両立させる

弁護士となってから、学生時代には出会えなかった幅広い社会活動をしている多くの人々と出会い交流しました。そのなかで、私に大きな衝撃を与えたのは、不登校の学生を支援する昼間の塾というものを運営している女性が言った「社会のために良いことをしているのにお金が稼げないのはおかしい。私の夢は、この活動をしつつ、十分な報酬を得ること。」という言葉でした。この言葉を聞いて、とてつもない野心家（良い意味で）だとその志の高さに気合で負けたような気がしました。

私は、弁護士の経済的基盤が揺らいでいるといわれている今般の業界内において、どのように人権活動と経済的基盤を確保していくのかという点に大きな関心を持っています。

私は、教育、社会保障、不況など市民をめぐる様々な環境が目まぐるしく変化・悪化するなかで、自由法曹団の先達たちが全うできた「手弁当て弁護士が頑張る」という従来の人権派弁護士のモデルというのはいずれ廃れるか、後退を余儀なくされるのではないかと考えています。

では、どのようにしたら、大衆的な裁判闘争を支える活動を盛り上げつつ、そして経済的な基盤をも確保していけるのだろうか日々悩んでいます。

その問いに対して自分なりの答えを実体験を通して把握する必要があるのではないかと思います。

2 世代の継承と地域事務所の一員として…

自由法曹団は、間もなく創立100年を迎える歴史のある団体で、日本の裁判史に数多くの先駆的業績を残してきました。平和と自由と民主主義を求める市民にとってかけがえのない団体です。

ただ、最近では、これまで述べた経済的事情やその他諸般の事情で若い弁護士が自由法曹団の活動にあまり参加できていないと聞きます。

まず、隗より始めよ。今では、まず言い出しっぺから物事は始めなければ、という意味で用いられたりしますが…

その昔、中国の戦国時代。燕（いまの北京周辺）の昭王は、郭隗に対し、どのようにしたら優秀な人物を得られるかと聞いたそうです。すると郭隗は、平々凡々の私をも昭王様は重用してくれるのであるから、私よりも優秀な人物は、あの郭隗さえ用いられたのだからと、自然と集まってきました。まずこの隗を用いなさいませと進言したといひます。

かくして燕には、楽毅（諸葛孔明が自らの人生の手本とした人物）をはじめ優秀な人材が集まり、燕の昭王は覇業を遂げることができました。

自由法曹団の世代的継承をすすめ、大衆的裁判闘争を盛り上げるためには、若い弁護士をはじめ、多くの弁護士の積極的な参加が不可欠だと思います。

あの白根でも経済的基盤の確保と団支部の次長職を両立できたのだから、自分にもできるはずだとの同期・後輩達の自信を深め、自由法曹団の活動に積極的に参加してくれるようになる、私の後にも続いてくれるようになるためには、他でもない自らが率先してこの職を引き受け経済的基盤の確保とを全うしなければならぬと思いました。

健康に留意し、また、気負い過ぎず、任期を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

団東京支部次長自己紹介

城北法律事務所 久保木 太一

このたび自由法曹団東京支部事務局次長に就任いたしました城北法律事務所の久保木太一です。突然ですが、Q&A形式で自己紹介させていただきます。

Q1 どのような経緯で次長になったのですか？

ある夜、事務所まで居残り作業を行っていたところ、当事務所の平松真二郎団員（当時の事務局長）に声を掛けられました。

「君を団東京支部次長にという意見があるのだが、正式に要請があったら請ける気はあるか？」

たしかこのような内容だったと思います。私は以前から団の役職に関心があったため、首を縦に振りました。

しかし、「正式の要請」はいつまでも来ませんでした。もしかしたら（身に覚えはありませんが、）

何かしらの欠格事由が見つかったのかと不安になりました。

ところが、同期で集まり、ポルトガル料理に舌鼓を打っていたとき、とある同期が耳を疑う発言をしました。

「そういえば、久保木君、団の新執行部の名簿に名前あったよ」

え！！？？ 正式な要請は！！？？

腑に落ちない面はありましたが、次長になること自体には異論はありませんでしたので、追認しました（民法第122条）。

Q2 なぜ今年の団東京支部総会を欠席したのですか？

あろうことか次長就任の場である支部総会に欠席してしまい、大変申し訳ありませんでした。深く謝罪申し上げるとともに再発防止に努めさせていただきます。

まさか支部総会より大事な用事でもあったのか、ということと言われてしまいそうですが、ありました。

昨年9月に入籍した妻と、新婚旅行でハワイ（ハワイ島）に行っていました。

新婚旅行のスケジュール設定は完全に妻に任せていたため、支部総会とブッキングするという最悪の事態となってしまいました（ちなみにホテルの予約も現地での英語でのコミュニケーションも車の運転もすべて妻に任せていたため、妻に完全に頭の上がない今日この頃です。）。

本当は私も、海でイルカと泳いだり、リリコイジュースを飲んだりせず、皆様と熱海で熱い討論を交わしたかったのですが、悔恨の極みです。

Q3 代々木総合法律事務所の久保木亮介団員とは親族ですか？

違います（多分）。

Q4 アイドルの魅力はどこですか？

私はアイドルと一般人との違いは、ファンがいるかどうかだと思っています。アイドルにはファンがいるため、アイドルを応援しているとファン仲間ができ、そのファン仲間と好きなアイドルについて語り合うことができます。そこが最大の魅力ではないでしょうか。

Q5 で、自己紹介はまだですか？

すみません。紙面の都合上、危うく大事な自己紹介を削ってしまうところでした。

弁護士3年目。東京出身。弁護士一年目に共謀罪阻止の運動に奔走した経験から、治安警察担当の次長を務めることとなりました。不束者ですが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

事務局長就任の挨拶

東京法律事務所 中川 勝之

この度事務局長に就任した東京法律事務所の中川勝之です。

団支部には事務局次長として2009年度から2011年度の3年間お世話になりました。3年したのは、1年目に「2016石原オリンピック招致反対行動」で初の海外（コペンハーゲン）渡航をし宣伝活動をしたことがかけがえのない経験となったからです。ただ、事務局次長退任の挨拶には「私の2年目、3年目はだらだらと活動をしていたなと反省しています。」とも書いています。実際には、必ずしもそうではなく、3年間で街頭宣伝&労働・生活相談会を合計20回行いました（支部ニ

ユース459号参照)。当時は、貧困問題が注目されていて、私も、事務局次長就任に当たり、都政・地方自治体の在り方について学び闘う、貧困問題に取り組むという2点を課題として掲げていました。事務局次長と称して？自分のやりたい活動をしていたと記憶しています。

事務局次長退任後は、一応幹事でしたが、幹事会の出席はあまりなく、ただ以前と同様、団支部の4大行事(総会、メーデー、サマーセミナー及びソフトボール大会)には欠かさず参加していました。

一緒にコペンハーゲンに行った一期先輩の平松真二郎団員が事務局長に就任し、なかなか法律家団体の担い手が少ないという状況下では、事務局長は受けるしかないかなと思っていたところです。東京オリンピックが来年あり、市場問題も継続しているといったことは、事務局次長時代の取り組みとの縁を感じます。

事務局次長時代のようにやりたい活動ばかりするわけにはいきません。かといってやらなければならない活動を全部楽しく、面白く思うというのもまた違うような気がします。無意味な活動は一つもないことは確かなので、バランス良く活動していきたいと思います。

当面は9条改憲阻止が最大の課題ですが、諸課題も山積しています。団支部執行部だけでは手に負えません。全都の団員による活動を促進、活性化していくことが支部の役割だと思います。ともに頑張りましょう♪

4月支部拡大幹事会のご案内 ～憲法9条改正反対を国民にどう訴えるか～

幹事長 野澤 裕昭

街頭宣伝や3000万人署名を訴えるとき皆さんはどういう切り口でアプローチしているでしょうか。安倍改憲が正念場を迎え、反対の声を国民の多数派にしていくことが増々重要になっています。3000万人署名をツールとして多数派を形成しようというのが現在の状況ですが、国民の疑問(例えば安全保障をどうするのか)や反論(例えば自衛隊は支持する)に十分応えられているか課題もあると思います。

東京支部では、どのように、どういう切り口で、どういう事実をもって国民に訴えていくかをテーマとして、幹事会でシリーズでミニ講演会と討議をしていくことにしました。

第1回は、布施祐仁氏に講演をお願いしました。布施さんは、現在平和新聞編集長で南スーダンPKO派遣で隠されていた日報を情報公開させ、『南スーダンPKO派遣日報隠蔽～南スーダンで自衛隊は何を見たのか』(集英社、三浦英之さんとの共著)で石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞を受賞しています。布施さんとフリー討論するなかで国民に訴えるポイントを磨いていきたいと思います。幹事の方はもちろん幹事でない方も多数参加していただければと思います。

日時 4月24日午後4時から5時

場所 自由法曹団事務所

布施祐仁(ふせ ゆうじん)

ジャーナリスト

1976年、東京都生まれ。ジャーナリスト。福島第一原子力発電所で働く労働者を取材した『ルポ イチエフ 福島第一原発レベル7の現場』（岩波書店）にて平和・協同ジャーナリスト基金賞、日本ジャーナリスト会議によるJCJ賞を受賞。著書に『日米密約 裁かれない米兵犯罪』（岩波書店）、『経済的徴兵制』（集英社新書）、共著に『主権なき平和国家』（集英社クリエイティブ、2017年）、『9条の挑戦:非軍事中立戦略のリアリズム』など。現在、『平和新聞』編集長。

2019年度幹事会の日程

・幹事会 (2時～5時)

2019年 4月24日(水)
5月30日(木)
6月27日(木)
7月25日(水)
9月26日(木)
10月30日(水)
11月20日(水)
12月19日(木)
2020年 1月22日(水)

・支部総会

2月21日～22日

・サマーセミナー

8月23日～24日

・ソフトボール大会

10月11日(金) 第一候補

3月幹事会議事録

1 各分野の情勢報告と討議

(1) 国会情勢

- ・3月2日衆院通過、予算年度内成立へ(過去最大101兆4571億円)
- ・3月7日装備品調達の特措法5年延長法案、衆院審議入り
- ・維新の足立議員によるNHKディレクター講演への攻撃

(2) 憲法・平和・沖縄

- ・沖縄県民投票 7割以上反対
- ・3月17日 安倍首相防大卒業式で改憲への執念強調「誇りを持って職務を全うできるような環境を整えるため全力を尽くす」
- (3) 国際情勢
 - ・米朝会談合意に至らず
 - ・徴用工問題
- (4) 労働
 - ・働き方改革関連法 2019年4月1日施行
- (5) 教育
- (6) 治安警察
- (7) 都政
 - ・築地市場豊洲移転問題
 - 3月5日、小池都知事公約撤回で紛糾（食のテーマパーク→国際会議場）
 - ・新宿「デモ出発地としての公園の利用の基準」の見直し問題
 - ・オスプレイ米軍横田基地配備
 - ・オリンピック費用膨張
 - ・都立病院の独法化

2 憲法

- (1) 平和の樹リーフ
 - ・普及状況
 - 4万作成した。そのうち約3万1200部を普及。残り8800部（3月6日現在）。
 - ・FAX ニュースを出して、各事務所に宣伝呼びかけとともに購入呼びかけもする。
 - ・労組（東京土建、東京地評）、団体（東京革新懇）等に当たり、各支部に電話かけ。各事務所から労組、民主団体への拡大も呼びかける。
- (2) 3000万人署名の取り組み
 - ・城北が増えている（事務所ニュースの返送分）。
 - ・久保木が城北の3000万署名が増えた件について原稿を書く。
 - ・PTを設置（平井団員、白根次長を核に。中川事務局長も）、具体的な手立ても含め検討する。
 - ・集約：300ほど増加し3万7300筆
- (3) 憲法東京共同センター街頭宣伝
 - 3/19～3/25 全都 100か所宣伝行動
 - ・3月20日支部宣伝 16時30分～17時30分 交通会館（有楽町）
 - ・その他の取り組み状況

3 支部総会

- (1) 講演
 - 平さんの講演は良かった
 - それぞれの講演のテーマがリンクしていた
- (2) 討論

- ・発言がだらだらと時間を守らずになされたのが問題であった
 次回は定刻（もしくは3分オーバーで）でベルを鳴らすことを検討する（そうでなくてもあまりに長いものは注意をする）
 - ・団の特色は経験交流。ゆえに討論を目的とした他団体とは違い、発言通告は必要。
 - ・発言組織も行うべき
 討論テーマ設定のための発言組織
 若手育成のための若手に事前要請
- (3) 総会特別決議
- ・労働に関しては中川事務局長が修正して執行

4 組織運営

- (1) 退団、支部費未納問題
- (2) 情報共有、情報発信の強化
- ・HP
 見積書がきて支払済み、今後は発信強化。
- (3) 沖縄PT
 現状では団東京支部で動く予定なし。
- (4) ハラスメント対策PT
- (5) 若手PT
- (6) 団支部MLの運営状況
 支部総会で運営指針決定。参加者、コンテンツを増やし（支部ニュースのみ）、登録者を増やす。
- (7) 執行部内の担当
 憲法・平和・沖縄→白根
 治安警察・司法→久保木
 教育→白根（できる範囲で）
 労働→中川
 都政市民環境→大住
- (8) 幹事会の活性化
- ・何かイベントをできれば毎回追及する。1幹事会1イベント（4月幹事会から）
 憲法 「安倍改憲阻止＝国民にどう訴えるか、の切り口」シリーズ
 布施祐仁（平和新聞編集長）
 都政
 治安警察
 （予定）
 4月：布施さん
 5月：山添さん
 その他：革新都政を作る会（都知事選も含め）
 - ・地域幹事会
 6月、9月

5 支部ニュース

6 その他

- ・3月6日いっせい地方選に向けた弾圧対策本部設置、救援会と協力。会議：4月2日15時～ 4月24日12時～
- ・3月25日都選管、東京地裁刑事14部、東京簡裁令状部、警視庁に要請する
- ・団本部常任幹事会
3月16日 中川事務局長出席

7 当面の日程など

【総がかり行動実行委員会 全国市民アクション主催 19日行動】

日時：3月19日（火）18:30～19:30 国会正門前

【オスプレイ配備撤回署名提出行動】

日時：3月25日（月）午後 衆議院第一議員会館を予定

【憲法共同センター】

日時：4月27日（土）13時～14時 新宿駅東南口大宣伝

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の告知に基づく自営業専ら対象
- ワイドプラン**では、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の診断書等通知済む**による就業不能も補償します。

<月給保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間1日、団体割引25%、職歴別1年、保険期間1年、特種障害給付補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の告知に基づく自営業専ら対象
- 所定の診断書等通知済む**就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償**となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数的上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<月給保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、特種障害給付補償特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

大本営内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取調代理店>

株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区有楽山1-10-3 本ビル3F
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0180
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(G)NK18-0887, 平成30年11月6日